

令和3年第10回定例会
(2日目)

津別町議会会議録

令和3年第10回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和 3年 12月 6日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 3年 12月 16日 午前 10時 00分

閉会日時 令和 3年 12月 16日 午後 3時 7分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
教育長	宮管玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	伊藤泰広	○	生涯学習課長	千葉誠	○
総務課長	近野幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川波江	○
防災危機管理室長	宮脇史行	○	農業委員会事務局長	迫田久	○
住民企画課長	小泉政敏	○	選挙管理委員会事務局長	近野幸彦	○
住民企画課長補佐	加藤端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	松木幸次	○
保健福祉課長	森井研児	○	監査委員事務局次長	丸尾達也	○
保健福祉課長補佐	仁部真由美	○			
産業振興課長	迫田久	○			
産業振興課長補佐	中橋正典	○			
建設課長	石川勝己	○			
建設課長補佐	斉藤尚幸	○			
会計管理者	藤原勝美	○			
総務課庶務係長	坂井隆介	×			
住民企画課財政係長	小西美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	松木幸次	○	事務局	安瀬貴子	○
総務係長	土田直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	6番 巴 光政 7番 佐藤 久哉
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	承認	10	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度津別町一般会計補正予算 (第8号)について)	
5	議案	65	津別町職員等の旅費に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	
6	〃	66	津別町国民健康保険条例の一部を改正す る条例の制定について	
7	〃	67	津別町個別排水処理施設管理条例の一部 を改正する条例の制定について	
8	〃	68	津別町簡易水道事業給水条例の一部を改 正する条例の制定について	
9	〃	69	津別町小規模企業経営安定資金融資条例 を廃止する条例の制定について	
10	〃	70	工事請負契約の変更契約の締結について (堆肥製造施設堆肥舎一部改修兼高圧通 気システム導入工事)	
11	〃	71	津別町公の施設に係る指定管理者の指定 について(津別町森の健康館及び山村体 験宿泊施設)	
12	〃	72	令和3年度津別町一般会計補正予算(第 9号)について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	〃	73	令和3年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
14	〃	74	令和3年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	
15	〃	75	令和3年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
16	〃	76	令和3年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	
17	〃	77	令和3年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について	
18	〃	78	令和3年度津別町一般会計補正予算（第10号）について	
19	意見書案	11	コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書について	
20	〃	12	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書について	
21	〃	13	加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書について	
22	報告	11	令和3年度定例監査の報告について	
23	〃	12	例月出納検査の報告について（令和3年度8月分、9月分、10月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

6 番 巴 光 政 君 7 番 佐 藤 久 哉 君

の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

昨日から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告の順に従って順次質問を許します。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君）　〔登壇〕　議長の発言のお許しをいただきましたので、先の通告に従いまして一般質問させていただきます。

質問事項は、福祉灯油等購入費助成事業の助成額引き上げと、助成対象世帯の拡大についてであります。

冬場の暮らしに欠かせない灯油の価格高騰が治まらず、11月15日時点で町内の1リットル当たりの単価が115円と、前年と比較して3割も高い水準にあります。

津別町は、寒さも一段と厳しく、石油の価格高騰は生活に深刻な影響を与えています。

このことを踏まえまして、次のことについて伺います。

一つ目に、福祉灯油の助成事業の趣旨・目的について。

二つ目に、福祉灯油の助成対象となる基準単価は何円か。

三つ目に、助成額1世帯当たり5,000円を引き上げて1万5,000円とする。

四つ目としまして、助成対象世帯に生活保護世帯を加える。

以上についてお伺いいたしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君）　巴君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）　それでは、福祉灯油等購入費助成事業の額の引き上げと対象世帯拡大についてお答え申し上げます。

はじめに、福祉灯油助成事業の趣旨・目的についてですが、灯油高騰の影響が深刻な低所得の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯に灯油購入費の一部を助成することで、世帯の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、平成19年度に初めて実施いたしまして、その後平成20年度、24年度、25年度、26年度、30年度、令和元年度と都合7回実施しております。

次に、福祉灯油の助成対象となる基準単価についてですが、毎年11月1日を基準とし、価格高騰の目安として1リットル90円以上になった場合に助成を行うこととしております。

次に、助成額の引き上げについてですが、今年度は11月1日の基準日において、110

円と高騰が続いていたことから、助成額の検討を行いました。管内市町村の状況を参考までに確認したところ、1万円の支給が多い状況に変わりなく、また生活保護基準の冬期加算や公務員などの寒冷地手当の見直しなどもなかったことから、これまでと同様に1万円としたところです。来年度以降につきましても、特に北見地区定住自立圏内の市町村の状況や国の動向を勘案して対応していく考えであります。

次に、助成対象世帯に生活保護世帯を加えることについてですが、生活保護世帯には、10月から4月まで冬季加算が支給されます。非課税であっても冬季加算のない年金受給世帯のことも考慮し、これまで対象世帯から除いておりました。これにつきましても、近隣市町村の状況を確認しましたところ、今年度は約半数の町が生活保護世帯を対象世帯に加えておりました。このため、12月3日に開催の産業福祉常任委員会でのご議論もふまえて、今年度より生活保護世帯を対象とすることとし、現在、準備を進めているところでありますのでご承知願いたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 1について、福祉灯油の助成、事業の趣旨・目的については、灯油高騰の影響が深刻な低所得者の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯に灯油購入費の一部を助成することで、世帯の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としていて、平成19年度に初めて実施し、平成20年、平成24年、平成25年、平成26年、平成30年度、令和元年度と7回実施したこともわかりました。

それで2に移りたいと思います。灯油の基準単価を90円を基準として、それ以上、上がった場合には福祉灯油の助成をするんだということも理解しました。

それで3に移りたいと思います。答弁書の中で、11月1日を基準にしており、110円と高騰が続いているという理解がされていることはわかりました。管内市町村の状況も確認したこともわかりました。冒頭に私のほうから3割も高い水準にあると申しましたが、11月1日時点で1リットル当たりの単価110円と、昨年同日と比較しまして30円高であります。

そこで、一般的な小型ファンヒーターを1日例えば12時間つけて暖をとり、1カ月使用しますと87.5リットルの消費算定になります。6カ月として525リットルの消費

になります。差額金額で1万 5,750 円となりますが、これは子ども部屋でサブ的に使用するストーブとして見た最低値です。この何倍も実際にかかってきます。これでは冬は過ごせません。このことから見ても 5,000 円は必要と考え提案して1万 5,000 円という形をとりました。このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この福祉灯油は、2019 年、ちょうど私が町長になって初めての年から始まったところでありまして、非常に灯油の高騰が続いていたということで、このときは、いわゆる灯油券ということで券を発行して、何リッターということで、そして所得制限もあって、その段階的な所得制限で券を配布していたわけですが、非常にスタンド側のほうも煩雑で手続きが面倒だというお話もいろいろあったところでありまして。そういう経過を踏まえて、平成 24 年から現金支給になってきたわけですが、このときも、やはり所得制限を設けております。例えば当時でいけば、70 歳以上の一人暮らし、年収 83 万 4,000 円未満の方は1万 5,000 円と、それから 70 歳以上の独居で 83 万 4,000 円未満、それから 65 歳以上の世帯で 70 歳以上が年収 124 万 1,000 円等々、そのほかにもまだ細かくあるのですが、7,500 円の半額を支給したりとか、金額を支給する形に変わってきています。

その後、平成 25 年に大きく見直しをいたしまして、この所得制限というのを廃止しました。そして新たに身体障がい者を加えようということで、今度はかなり幅が広がってまいりますので1万円を助成するというので、これ以降、現在に至っているところでは。

今、管内の中では、もうほぼほとんどの所が1万円という状況で、中には 5,000 円というところもありますけれども、もちろん議員がおっしゃるとおり1万 5,000 円という所も数カ所あるかというふうに思います。

ただ、そういう実情は見ておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり生活保護の冬季加算額の改定もありませんし、それから公務員の寒冷地手当等の見直しもされないということでありますので、こういったことも踏まえまして、それと管内の状況を踏まえて現行の1万円ということで、90 円以上になったということで発動したいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 今の実情はよくわかりますけども、やっぱり生活する上で、灯油、暖房というのは、もう北海道では欠かせない状態です。そういう観点で、実際は家にいても防寒服を着たりとかという状況もありますし、そういう中で大変な暮らしをしているという状況だと思います。

それで鶴川町の関係なんですけれども、鶴川町では11月30日、臨時議会を開きまして一般会計補正予算で生活支援給付金として福祉灯油制度の追加改定を行いました。給付額を現行1世帯当たり1万円を5,000円引き上げ1万5,000円としました。支給対象者も65歳以上の世帯で単身世帯所得、現行80万円以下を90万円以下に、2人以上の世帯で120万円以下を140万円以下と広げました。義務教育修了前の児童を扶養している非課税世帯も合計所得120万円以下を140万円以下に引き上げるとしました。福祉灯油の去年の対象世帯は108世帯から、要件の拡大で140世帯が適用されるというように聞いております。

また、秋田県の最北部、小坂町の町長は、1日の定例議会で非課税世帯などの区分なく全世帯に1世帯当たり1万円の灯油券を配布したいと答弁しました。町議の一般質問に答えたものです。原油高による石油類の高騰は生活に深刻な影響がある、国や県の動きもあるようだが町独自の上積み施策が絶対必要だと話していました。

今回、町長は寒さも厳しくなっており即効性が必要だ、非課税世帯などと区分しては事務的に時間を要する、それに灯油のみならずガソリン高騰などで全ての町民が苦慮しているので、この際、全世帯に配布すると表明したそうであります。同町は2,054世帯となっています。

このような事例を紹介しましたが、コロナ禍の影響もあり、低所得者は大変ひもじい思いをしておりますので、ぜひ検討をいただけないかなと再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これまで申し上げましたとおり、今、鶴川町等々の例も出されましたけれども、基本的にさまざまなことを進める上で、一応参考とさせていただくのはオホーツク管内というところで、常時、町村長の集まりもありますし、副町長

の集まりも組織化されていますし、あるいは総務課長だとか、さまざまところで意見交換ができる場が数多くあります。そういうところで、いろんな問題について意見交換をしながら、大きく外れないような形の注意をしながら、これまで進めてきておりますので、これだけまた突出してということにもなかなかかなりづらいかなというふうに思うところです。

決して低い状態ではないというふうに考えておりますし、以前は平成19年から始めましたけれども、翌年の2020年には灯油が120円になっていた時代もあります。確か記憶ではガソリンも190円台になるという非常に高い状況で、これは、おそらく当時のリーマンショックの影響も多分にあるかというふうに思いますけれども、今回はコロナという影響が大きくまた響いている状態でありますけれども、そういった過去の例も比較して、今年の支給については妥当なところではないのかなというふうに判断して、現行の形で進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] その辺は重々にわかりましたけれども、今後こういう石油の高騰がある場合には、ぜひ検討を加えていただきたいなと思ひまして、次の4番目に移らせていただきます。

今まで生活保護世帯は冬季加算があるからということで対象から除外すると伝えられていましたが、今回、一応答弁の中で生活保護世帯も含めるという回答をいただきました。どうぞよろしくお願ひします。

それで、今までの経過ですけれども、平成19年の12月26日、厚生労働省社会援護局保健課保健係長が、地方公共団体が実施する灯油購入費助成の生活保護上の取り扱いについての事務連絡がありました。その内容といたしまして、今般、原油価格の急激な高騰により一部の地方公共団体において、生活困窮者に対する灯油購入費助成などが自主的に実施されており、また国としても、このような地方公共団体の自主的な取り組みへの支援を行うこととしています。

つひては、被保護者が灯油購入のための当該助成を受けた場合については、同助成の趣旨にかんがみ、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日社

発第 123 号)厚生事務次官通知第 7 の 3 (3) のケに準じて支給対象者 1 人につき 8,000 円以内の月額について、収入として認定しない取り扱いとすることとしましたので、管内実施機関に対し通知方お願いしますとありますが、また 2008 年 1 月 31 日の予算委員会、福祉灯油の助成対象に生活保護世帯を含めるよう徹底を求めるということで私も大門実紀史さんが質問いたしまして、北海道では約 9 割の自治体が生活保護世帯を福祉灯油の対象から除外しています。

理由はなぜかというふうに聞きますと、生活保護世帯には冬季加算があるから出さないんだと、こういうことを言う自治体が多いわけですが、冬季加算というのは、通常の冬場の対策でございまして、今回のような原油高は折り込まれておりません。だからこそ厚生労働省は福祉灯油を生活保護世帯の収入にカウントしないと、そういう通知まで出されたんだというふうに思います。ということで財務大臣の答弁で、今回の生活困窮者に対する灯油購入費の助成と、生活保護の中の冬季加算、これが全く別のものでございます。

したがって、この新たな処置を生活保護世帯が受けたから、じゃあそれを理由にして冬季加算を減らすと、そういうことは出さないということでございます、という返答がありました。この内容はちらっと担当のほうに、こういう今回質問をさせていただきますということでお知らせしてありましたけども、今回、こういう加算はしないということでございますので、一つ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

何もなければ以上で終わりたいと思ひますけども、よろしくお願ひします。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 生活保護の冬季加算の関係ですけれども、これはやはり自治体の中で引掛かっているというのは、冬季加算があるから生活保護世帯は認めないということの中に、そもそも、この生活保護というのは究極の公助です。全て国が対応しますということです。であれば、そこで対応するのが筋ではないんでしょうかということが釈然としない思いが地方自治体の中にあつたということだと思ひます。

それを地方に投げかけるのではなくて、公助の一環としてしっかり国のほうで対応すべきものではないのだろうかというのが根底にあつたというふうに認識しているところです。

今、巴議員さんがお話しされた通知等も、実は今年に入っても先月送られて来ています。道の保健福祉部の福祉局のほうから、冬季加算については、これは収入とみなしませんよと。1人8,000円ということで、そういう形になってきておりますけれども、先ほどもご質問の中にも金額の問題1万円、1万5,000円の話ですね、そういった調査も含めて、これは所管の委員会でもお話が出ましたのであわせて生活保護の関係についても調査をいたしまして、ここの部分については、まだ正直国が対応すべきものではないのかなという思いはありますけれども、津別町としては、今年度から生活保護世帯の部分についても対処するというので決定をして進めていく準備を進めているところです。

そういうことでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 次に、1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件についてお尋ねいたします。

関係人口についてです。

人口減少や高齢化により、さまざまな課題が顕在化しています。こうした課題に対し、総務省では、移住してきた定住人口や観光にきた交流人口ではなく、地域と多様に関わる「関係人口」の人々に着目をしています。地域外からの交流の入り口を増やすための取り組みについてお尋ねしたいと思います。

まず一つとしては、関係人口に対する取り組みについての状況について。

二つ目は、今後、関係人口に対する取り組みを強化すべきと思うが、どのようなことを考えておられるか。

三つ目には、関係人口から定住への取り組みについて、空き家の状況と課題、さらに移住体験には、移住の前の関係の段階でお試しというようなことも大切じゃないかと思います。

以前にはお試し住宅というのがあって、いろんな評価があったかと思いますが、今後に向けてそのような場を設けようとしているのかどうかもお尋ねしたいと思います。

以上です、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、関係人口についてご質問にお答え申し上げます。

はじめに、関係人口に対する取り組み状況についてですが、関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉で、地方創生のキーワードとして、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中でも使われている言葉です。

津別町はこの地方創生の取り組みにおいて、船橋市や筑波大学との人的交流、また北海道大学課外活動団体HALCCとの高大連携事業や、本州の建築関係者との道東エリアリノベーション事業など、これまでのネットワークを活用しながら高校生や町民とともに、まちづくりを進めてきているところであります。

次に、関係人口に対する取り組みの強化についてですが、国土交通省によれば、関係人口は、その地域を訪問する「訪問系」と、ふるさと納税などを通じて間接的に関わりをもつ「非訪問系」に分かれるとされております。さらに「訪問系」を分類しますと、地域の活性化に直接参加する「直接寄与型」、テレワーク等による「就労型」、地域の交流プログラムに参加する「参加・交流型」、飲食や趣味の活動を行う「趣味・消費型」があるといわれています。こうした点を踏まえながら、津別町と関係する方たちを洗い出し、幅を広げて、より多くの方たちとさらなるネットワークが構築できるよう進めていく考えであります。

また、例えば町内の企業を退職された後、毎年8カ月にも及び本町に滞在され、趣味を生かした農作物づくりを行なっている方もおりますので、こうした方たちにも町民と同じような恩恵が受けられる仕組みづくりが必要と考えているところです。

次に、関係人口から定住への取り組みについてですが、関係人口の概念は、「移住する」か「移住しない」か、という二者択一の考えで都市住民を見ていたことへの反省のもとに考えられた言葉でもあります。したがって、まず考えるべきことは、津別町に関心がなかった人にふるさと納税などで関わりをもつていただき、観光などで訪問し、交流し、2地域居住などを通して定住につながっていくような過程が必要と考えておりますが、実際にはもっとダイレクトな展開もあるかと思えます。

また、定住にあたっては、コロナ禍においてテレワークが徐々に進んできています

が、単身者ならともかく、世帯の移動には、教育、医療、買い物環境など仕事以外のさまざまな要素が影響することから、これらへの対応も必要であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 1番目の関係人口に対する取り組みの状況については、以前より移住だとか定住に関わらなくても、かなり津別町にいろんな方が、いわゆる関係人口というような形で来られているのかなと思いますので、さらにということ是非常に難しいのですが、1番目のところでは取り組み内容についていろいろお話を聞きました。

現状はわかりましたので、二つ目に強化すべきというようなところの話をしていきたいと思いますが、交流人口で、例えば二つ目のところで取り組みというようなことなんですけど、訪問型の人も、さっき町長のほうからいろんな形でお話がありましたけども、住んでみようかなと思って来る方と、それから単なる観光、どんな所なんだろうというようなことで、自然というかそういうのを目標に来られる方と、分類は大雑把ですけども、そういうふうにして違うのかなと思っています。昨日のほかの方の答弁の中にもありましたけども、やはり「おもてなし」というような言葉もあったのですが、自然もものすごく大事ですけども、そこにどんな人が、どんな暮らしをしているかというようなことも、ここと関わる大きな要因ではないかというふうに思っています。昨日のと重複してきますが、強化すべき一つとして、情報の発信を今、専門的にまちづくり会社を通していろんな発信をされているかなと思いますけれども、そこでつくれるというか、町のホームページ何かでももっとできるのではないかということも思いますし、それから個人名を言うてはどうかというふうに思いますけれども、自然体験なんかでは、本当にどっぷり田舎が体験できるというかそういうようなことでは森のこだまですか、畑体験なんかは、私たちはちょっとそこにお金を出してまで体験する人がいるのかなというように、やはり都会と地方の違いというようなものを感じたところであります。ですから、1点何か本当にここの暮らしを見てもらうための何か具体的な施策みたいなのを今考えておられれば、お聞きしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、来られている方、それぞれ活動されておまして、そこを何か町のほうとして支援できることがあれば支援するという形になっているというふうに思います。

まちづくり会社ができて、そこでこれまで町がやっていた業務を会社のほうでやることによって、ホームページも非常に見やすく、インパクトのあるものになっていますし、応対も非常にいい状況になっております。実際に、やっぱり延べで 500 件以上の方たちが電話をして、いろいろコンタクトをとってくるということでもありますので、全てが移住に結びつくわけではありませんけれども、しっかり町の意向を酌んでいただいて、やってもらっているなというふうに思います。

そういう移住デスクの方たちが声にしても、顔にしても、1 番最初に会う方だというふうに思います。その町の印象というのは、1 番最初に会った人で大体イメージがついてしまいます。ですから、ある業者からも言われたことは、前にお話をしたこともあるかと思いますが、札幌の業者の方が津別の工事を担当しているときに、津別の町民の方って意外に冷たいですよという言われ方をされたこともありますけれども、それは最初に会った方、ちょっとそういう方と出会ってしまったんだということもありますけれども、やはり一般的にはあいさつも歩いていても声をかけてくれたりとか、そういう人が多くて驚いているということも時々聞かされますので、そういう町民がたくさん増えることによって移住される方もやっぱり来てよかったなというか、そういう形になっていくんだろうというふうに思います。

また、それと関係人口というのは、言葉が突然出てきたイメージがあるんですけども、内容的なことは、この言葉が出る前からずっと続けていることでありまして、特段、この言葉が出てきたからということで、それにどんどん対応していこうということではなくて、これまでどおりの形で、そしてスタッフも充実してきましたので、進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん） [登壇] ちょっと具体的になんですが、やはり増やしていくというようなことでは、津別のふるさと納税を通してというような話もさっき

あったかと思imasので、そういうところで特産品のブランド化というか、そういうようなことも大切ではないかというふうに思imas。

既に何かに向けてブランド化していこうという動きもあるのかなと思imasので、そういうところを一つずつ積み上げていって、ふるさと納税も今年はいろんな事情から非常に金額が少ないというようなお話もありましたので、津別といたらこういうのっていう、きちっとしたブランドを確立して、あわせて交流とか関係人口につながるようなことが大切じゃないかというふうに思imas。

さっき言imasました、町民がどんなふうに考えているかと、田舎というのは、なかなかよそから入ってくるのが、一般的にですよ、津別の先ほどの町長の話にもありましたが、第一印象で全てが決まるという場合もありますので、何かこういう方向に向かっているというようなところを何かお話しできる場があったらいいかなというふうに思imas。

最近、やっぱり2拠点というのですか、津別と都会と両方でテレワークとかそういうのが発達してきている中で、拠点が二つで週末に帰るとか、そういうふうなことで過ごされている方もいるかなというふうに思imas。最近、津別にも具体的にはわかりませんが、沼沢に大きな会社の保養所みたいのができたというようなお話もありますので、やっぱり管内とか、それとか自立圏とかで同じような施策がどこでもされているかなというふうに思imasので、それは同じではやっぱりなかなか関係人口を増やしていくということは難しいので、今後もふるさと納税に関してはブランド化できて、ずっと続けていけるようなものを支援していく、みんなで応援をしていくというようなことが大切なんじゃないかなというふうに思imasので、ちょっとただらだと述べてしまいましたけれども、二つ目の、こんなことを強化していけばいいかなというようなことを述べましたので、何かございましたらお答えをいただきたいと思imas。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ふるさと納税のブランド化というようなこともお話がありましたけれども、このブランド化って何だろうって考えたら、結局ジャガイモにしても農産物にしても、隣町も、その隣町も、そのまた隣町もみんな同じようなものをつく

っていて、味にそう大きな大差があるというふうには思わないわけですが、そこにブランド化という、いわゆる町が勝手につくる差別化だというふうに思います。それに反応してくれるかどうかということだと思えますけれども、その差別化をして、あっちの町でなく、こっこの町で買っていただけないかという、その時にポイントとなるのが、昨日、小林議員さんもおっしゃられていましたネーミングだとか、そういうことも大きく響いてくるのかなというふうに思っています。

そんなようなことで、答えになるかどうかちょっとわかりませんが、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 高大連携や子どもがいいとかってというのは昨日もお話が出ていましたけれども、やっぱり同じジャガイモでもどこの何とか、何かちょっとしたことで違ってくるのもあるのかなというふうに思いますので、それは一緒にやられている担当の方等と、あるいは生産者も含めての話になるのかなというふうに思いますので、そういうところも進めていっていただければというふうに思っています。

もう一つの、今まで移住というかをして来る人たちもすごくタイミングよく二つ目の商売というんですか、空き家を利用してリフォームをして、そしてやっているところが何軒かあります。初めから起業しようと思って津別の空き店舗なんかを借りてやるというようなことがポツポツと増えてきています。仕事をしようというのではなく、過ごそうという人については、受け入れる場所というか、短期間そう高くなく滞在できるような所というのは、今後も以前は1日500円でお試し住宅というのがあったかと思えますけど、使用方法等について、いろいろお話も聞きましたけれども、今後に向けても長期滞在するような、そういう場を町が用意するのか民間のどこかというふうにするのか、いろいろあるかと思えますけれども、その点について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 移住しようかなということで、属に、昔、お試し暮らしと言っていましたけれども、そういうところの場所ということで旧町長住宅を活用して結

構な方たちが毎年やってきましたけれども、以前にもお話ししたとおり、どうも観光目的の安い寝泊まりをする場所という、そういう使われ方というのを実際にはされているんじゃないかということも実態としていろいろ出てきていましたので、どうなんだろうかというふうに思っていましたけど、それを通じて西町のほうで1軒自宅を建てられて、そして生活をされている方もいますので、全くそれが観光目的ばかりに使われていたということではないというふうに思いますけれども、今回、まちなか再生を含めて、そこも関連する用地となりますので、取り壊しを行いましたけれども、今はn a n m o - n a n m oを活用して、そこで長期にはならないかというふうに思いますけれどもそれなりの滞在をして、しかも運営されている方が移住者ですから、実際の話を実際によく聞ける状態になっています。そういうところをぜひ活用していただければなというふうに思います。

また、農協のほうからもアルバイトといわれる人たちが、この間、沖縄方面からも来るようになってきています。農作業を通じて3カ月とか4カ月とか比較的長期に津別町に滞在するというので、今はでてこいランドさんが使われているところですけども、そういうところも町として検討できないかというお話もきています。それは、実は、もう皆さんも所管の委員会のほうでご覧になったかというふうに思いますけれども、西町のほうに寡婦住宅を改修して4戸をきれいな状態に去年直しています。そういう所も使おうと思えば使える町有住宅にしましたので、いろんな制約もありませんので、そういう所も十分使っていけますよというのもお伝えしておりますし、それから、今、活汲のほうでも警察官の方が2名、改修した公営住宅をやめて町有住宅に変えて町が改修をして、お二方住まわれておりますけれども、隣にまた二棟ありますので、そういうところも場合によっては、そういう需要が多くなってくれば改修をして、そこをお試し暮らしにしていいただとか、そういうことは将来、様子を見ながら考えていくことができるかなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 将来的には町有住宅で対応できるのではないかというような話だったかと思います。それとあわせて、短期間でなくて長期にお試しというか、例えば、ちょっとこんな話を聞いたんですけども、東京とか本州のほう

の夏休み期間が非常に長い、コロナがあったせいかなというふうに思いますけれども、北海道のほうに避難といえるかどうかはわかりませんが、親は仕事をしているのでなかなかそこを離れるわけにはいかないんですけども、おばあちゃんが子どもを連れて長く滞在をしていた人の話をチラッと聞きました。その方は、夏休みだから、夏休みの課題を子どもが持ってきているから、それはそれでいいのかもしれないんですけども、放課後はその町の児童館を活用させていただいて非常にありがたかったというのとあわせて、もし長期にそこに住みたい、ただ住むだけかもしれないんですけど、そういうときに学校での対応というのがあれば、学校にも通えればすごくありがたいみたいな話だったんです。ちょっと話が飛躍するかもしれませんが、今、例えば2拠点ということになると、大きな単位で、先に話をしている人は例えば北海道にウィークデーだけいて週末は東京に戻るというふうなことで、病院に入るといようなのを新聞の記事で読んだんですけど、そうでなくて親子で、ちょっと長期間その町に住んでみたいというか、自然の中で生活をしたいというふうに言った場合に、住む所は何かなるのかなというように今の答弁では感じたんですけども、学童の子であれば、ずっと家にいるというわけにもいかないんで、どの程度そういう子があった場合の対応について、もし考えていることがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ご質問になかったものですから、そこまで考えておりませんが、教育委員会のほうで何かお答えがあればお願いします。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（千葉 誠君） 学校の部分につきましては、例えば長期休みの場合に、長期休業とか夏休みだとか、それにかかったときには、確かに向こうの時期とこちらの時期がずれる部分があると思います。そういうこともありまして、例えば北海道に来てまだ冬であればまだ冬休みの部分が長くて、こちらに来たけれども最終的に2週間とか、そういう部分しか学校に通うことができないだとか、そういうことも想定されると思いました。

あと教科書が一致するのかなというのもあるかと思しますので、それはそれぞれの地域だとか、いつごろ来るのかというところでの、逆に教育委員会ですとか道のほう

にも県をまたぎますと協議をしなければいけない部分もあるかと思いますが、ケースバイケースで違って来るかと思いますが、そういう問題も出てくるのかなと、こちらに来て教科書が違って、また戻ったら別の教科書というようなことも学校に通うとなれば出てくるのかなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 交流というのも幅広くというか、交流というか関係というふうになるので、ただ短期間だけ来て簡単にポンと学校に入るとことはなかなか難しいかなと思いますけど、管内でも使っている教科書等が違うので、それは難しいかなと思いますけれども、じゃあ放課後等については何というか現状では、私は学校というのは教科書で学ぶわけではなくて、違ったところの子どもたちと接するというか、そんなこともすごく大事かなというふうに思いますが、そこそこの専門の分野で、ここがこうというふうに決められていることがあれば、ちょっと難しいかなというふうなことも思うんですけども、そういうのがあれば、やっぱり自然環境のいい、空気の美味しい所に1カ月でも2カ月でも一緒に来て暮らしたいなという思いの人も数の中にはいるようなことをお聞きしたので、今後に向けて、そんなことが対応できるのかどうか。例えば、こども園なんかですと、ちょっとした大変な手続きかはちょっとわかりませんが、手続きをすると管内でなくてもこども園に行けるというような話も聞いて、でも結局は、手続きが大変だから子育て支援みたいところとか、そういうような時間で預かってもらうというふうなこともあったんですが、今後はいろんな形で人が動いていく、そこに子どもも一緒にということもあるかもしれませんが、あるかないかはわかりませんが、そういうようなときの対応についても考えていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（千葉 誠君） 教育局とかもそういう事例だとか何か相談があるのか等も含めて学校のほうに私たちのほうで確認をして調査したいというふうには思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん）　〔登壇〕　関係人口のほうは移住・定住の質問が昨日なされていた方もいらっしやって重複しているところがたくさんあったかなというふうに思いますけども、やはり人口がだんだん減っていく中で、やっぱり外から入ってくる人、外という言葉はいけないかもしれませんが、移住して来る方等との関わりをもって行って、津別町を維持していかなきゃならないというようなところもあるのかなというふうに思いますので、やはり例えば町民向けには、町長のいろんな話の中でもあいさつをしあうというか、なかなか知らない人いきなりするのは難しいかなというふうなこともありますけれども、子どもにはすごく徹底されていて、後ろからでも声をかけられたりするようなことがあって、ちょっと驚くんですけども、そういう町民ができる分野、それから行政がやる分野、私たちの人口というか生活を維持していくためには、いろんな人のいろんな力が必要なんだということを感じていますので、いろんな機会に、もう今、すごく目にも焼きつけるようないろんな形でのPRもされてきています。ですけども行政も一緒にとにもやっていますよみたいなことがあれば、来る人も来やすいというか、そんなことになるかなというふうに思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

なければ次に移りたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　町のほうもそういうセクションがありますので、そこと常に移住・定住のサポートデスクとも協議をしているところですので、そこは現場がやはりいろんな事例等を承知しているというふうに思います。そこを拡大しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　暫時休憩します。

休憩　午前 11 時 00 分

再開　午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君）　休憩を閉じ再開いたします。

1 番、篠原眞稚子さん、

○1番（篠原眞稚子さん）　〔登壇〕　次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きしたいと思います。

報道によりますと、感染症の専門家は「重症者の激減はワクチン接種による重症化の予防の効果が大きく、2回目接種後に感染するブレイクスルー感染も軽症に済んでいる」と言われております。しかし、海外の研究では、時間の経過とともに感染予防などの効果が低下すると報告されています。

そこで、政府は2回目完了した全ての希望者に3回目の追加接種を決定し、本町においても来年1月より開始されると思います。しかしながら、第6波の懸念もあり、マスクの着用や手指の消毒など最低限の感染対策は必須であり、新型コロナウイルス感染症が蔓延前のように安全で安心な暮らしが実現できるまでには、まだしばらく時間がかかるかと思えます。

約2年にも及ぶコロナ禍での生活は、マスクの着用をはじめ大きく住民の生活に変化を与えてきました。

今後、ウィズコロナの中でどのような生活環境や生活習慣を考えておられるのか、次の点についてお伺いします。

3回目の接種の進め方について、これは8カ月とか前倒しをするとかいろいろありますけれども、なお、12月1日にも臨時会でお聞きしていたところですが、何か変わったところがあるのか、その当時のまま進めていくのかというようなことを踏まえてお聞きしたいと思います。

二つ目のワクチンパスポートのようなというふうにしたんですけども、接種証明書等の考え方について、管内でも何か接種済み証、私たちがもらっている1、2ではなくて、それをあえて何かわかるようなものになっているようなところもあったので、どうなのかということで二つ目の質問にしました。

三つ目は、ウィズコロナの社会において、必要な施策をどんなふうと考えておられるのかということでお尋ねしますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　それでは、新型コロナウイルス感染症対策についてお答え申し上げます。

はじめに、ワクチン接種についてですが、12月1日開催の臨時議会での補正予算の審議時に、担当より説明した内容のとおりでありますけれども、国の指針に基づき3回目の接種は18歳以上の2回目接種から原則8カ月を経過した方を対象に、1月末ごろから医療従事者、施設入所者等から開始いたしまして、その後、順次、一般高齢者の方々、64歳以下の方々へと進めていく予定であります。

接種体制は、津別病院による町民会館での集中接種を基本に、一部、病院外来や施設にて実施します。

接種の受け付けは、インターネット等を通じたシステム予約とコールセンターによる電話予約を併用して行う予定でありまして、先の臨時議会説明資料にも記載のとおり、コールセンターがパンクするなど状況によっては、役場窓口での支援を検討することも視野に入れているところです。

接種券については、8カ月経過する方から、順次、分散して発行・発送し、申し込みの混乱を極力避けたいと考えております。

ワクチンについては、既に供給や確保の申し込みが始まっていますが、全量の確保が済んでいる状況にはなく、ワクチンの確保が大きな鍵を握っていると思います。庁内的にも、ワクチン接種対策室を暫定的に設置し、業務にあたるようにしているところであります。

次に、ワクチン接種証明の活用についてですが、これも先の臨時議会での質問に担当からお答えしたとおりであり、津別町独自の証明書を発行する考えはありません。現状において、一般的な生活では、ワクチン接種者が保管している接種済証の携行・提示で十分であると考えておりまして、海外渡航者のみパスポートや航空券などを提示する上で、特別な「ワクチンパスポート」を作成することになっております。

今後につきましても、国から、一般的な生活では3回目の接種を終えても、これまでと同様に新たな3回目接種済証の携行・提示で十分であるとの通知を受けております。しかしながら、海外旅行、札幌圏や東京圏への出張、各種大規模会議・イベントへの参加などで、特に接種証明の提示を求められる場合は、国が制度化して進める、間もなく使用開始されるアプリとマイナンバーカードの連携による窓口申請不要のQRコードが表示されるデジタル証明か、もしくは窓口申請が必要な、紙により作成さ

れるQRコードが表示されるもののいずれかの証明により対応することとなります。

次に、ウィズコロナの社会における必要な施策についてですが、現在、緊急事態宣言も解消され、感染者の発生状況も落ち着いた状況下であり、福祉における施策、事業も、ほぼ通常どおりに戻ってきています。感染症対策の十分に取りれない状況下での飲食・会食を伴うものについてのみ、現在も見合わせている状況です。

このようなことから、ウィズコロナの社会において特別な福祉的な政策は考えておりません。社会的には、新たな変異株の感染拡大の状況、3回目接種の進捗状況や効果の検証、飲み薬としての治療薬の確立などを総合的に見極め、国内、海外でも感染拡大が安定的に沈静化し、重症化・死亡リスクも低減した落ち着いた状況になれば、もとのような社会が戻ってくるものと期待しているところでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今、それぞれ回答をいただきました。

最初の進め方、12月1日の資料にも目を通したところですけども、町のホームページとか、お知らせのコロナ対策とかというページを見ると、接種済みとか、そういうような人の割合等が書かれていて、私たちは3回目の接種の進め方については十分理解をしているつもりですけども、もうちょっとお知らせは丁寧なほうがいいのかなというような、一方では、非常にやっぱり全国的に大きな問題であるので、毎日3回目のワクチンの状況についても報道されています。

そういうのを見る中、やっぱりここに住んでいる人に対してのお知らせとか、国では8カ月ではなくて、前倒しをして6カ月からと言ったりとか、ワクチンは十分に余裕ができてから心配ないとか、いろんな話があるんですけども、いろいろな情報を見るとどうなんだろうというふうな疑問がわいてくるので、何かお知らせの中でも、順次こんなふうに今やっておりますというのは、対策本部等からお知らせできないものなのかどうか検討をいただきたいと思います。

ちょっと二つ目も、以前、お答え聞いているので、これも同じような感じなんですけど、管内では2回の接種済み証の持ち運びが不便だから、接種済みですよみたいなものをつくっているというような案内板のニュース等も見ますので、そういう生活し

ている人には細かな情報というのが必要じゃないかなということで、1、2を伺うことにしましたので、その辺、何かございましたらお答えをいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） 今、ご質問いただいた内容についてでありますけれども、我々も、今まだ国からの情報がガチッと固まらないと言いますか、皆さんと同じように報道で知る情報というのがかなり多い状況になっています。ある程度まとまりましたら、もちろん広報に折り込んだりとか、ホームページをしっかりと書き直すとか、そういった対応をさせていただきたいというふうに、今、準備を進めてはいますけれども、まだ、そのもとになる国からの情報がガチッと固まらない状況にありますので、そういったところをご理解いただいて、これから順次進めていきたいというふうに考えているところです。

その中でも、今、大きなお話がありましたけれども、まず8カ月を原則に前倒しもいいですよということが政府関係の方の言葉からも出てきますけれども、国からの正式な通知文は前回までと変わっておりません。原則8カ月、それを前倒しする場合には特別な理由がないと進めないでくださいということがあります。それのおそらくもとになるところだと思えますけれども、議員からもワクチンは十分確保できているというお話もありましたけれども、恐らく契約上は確保できていると思うんですけれども、実際に入ってくるかどうかというのが、まだ不透明だというのが一般的な話になっています。

津別におきましても、まだ千数百人分は確保できていますけれども、それ以外のワクチンがまだ確保できていないという状況にありますので、その方々に対するお知らせみたいなものをどこまでしていいんだろうかと、あまりにも日程をバチッと固めすぎると、ワクチンが入ってこなくて、そこをずらさなきゃいけないというような不安定なところもありますので、そこら辺も今ちょっと見極めさせていただいているところでもありますので、ある程度見えてきたら、少なくとも次の広報1月号には必ず何らかの形で載せさせていただきたいというふうに考えているところです。

それと二つ目のワクチンパスポートの部分ですけれども、例えば近隣でいうと大空町さんが名刺サイズのようなものを発行しているというところも承知している

ところでありますけれども、実際に、例えばああいったものを持っていると何か特典がありますとか、そういうものがないと出入りを禁止していますというものがあるのであれば、ああいったものを町独自でもつくる必要があると思いますけれども、現在、そういった状況が少なくとも町内だけではなくて管内的にもない状況かなと考えています。

その中で、接種済み証自体も、私の社会生活の中でも持ち歩いている状況にありませんし、それがないと生活ができないということであれば考えなければいけないかなと思っていますけれども、今現在そういう状況でもありませんので接種済み証を持っていただいて、必要があるときだけそれを持ち歩き、提示していただくことだけで社会生活で足りるというふうに考えていますので、今現在、進めている国が、今後進めている、町長のほうで答弁させていただいたデジタル証明証であるとか、紙の証明証、これについても必ず皆さん持っていなきやいけないということではありませんので、申請がたび重なると、また窓口がパンクするというようなことにもつながりますので、その辺のお知らせも3回目接種とあわせてしていきたいなというふうに考えていますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 期間があったり、国からのそういうのがないと、事が動いていかないということは確かで、毎日のようにいろんな報道をされると、どうなっているんだろうというふうに思い、ここにいて詳しく説明を聞くのでそういうことなのかなということは理解できますし、津別町については、特にコロナに罹患した方も1、2あったかと思えますけれども、濃厚接触者の問題もあったかと思えますけれども、全体的には接種率もすごく高く問題ないのかなというふうに思っています。

ここで、それぞれが90%以上で、本当に受けられなかった方は非常に少なく、その方たちの受けないことに対する何か罪悪感みたいのを持っている方もいらっしゃるみたいで、その点でそういうことになって書くと、またそのような印象をつけるようなことになるかなというふうに思いますけれども、強制でもなく、義務でもなく、努力義務みたいな形で、これが今回3回目で終わればいいですけれども、ずっと続くようなことになれば、また対応の仕方も変わってくるかなというふうなことなんです、

インフルエンザと同じような感覚で打ったり打たなかったりできればいいのですが、コロナはちょっと違うというようなこともありますし、今、新しいオミクロン株みたいなものも出ていて、症状は重症化しないとは言いながらも徐々に増えてきているという状況なので、まだまだコロナに対して目を離せない状況かと思います。担当課長さんから言われたような、惑わされないようなというか、もういろんなテレビニュースだとか新聞とかを見ると、我が町はどうなっているんだろうというふうに非常に感じる場所がありますので、次回に出されるようなところで、こういう状況だから遅れるとか、何か含みを持った安心できるような情報の提供をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、課長のほうから話したとおり、国のほうの、それに基づいて町のほうも動くような形になっておりますけれども、確かにバラエティー番組なんかもそうですけれども、毎日のようにいろんな方がお話されておりますけれども、自治体としては、ここに住まれる町民の方には間違いのない正確な情報を伝えることに徹したいというふうに思います。こうかもしれないみたいな情報はすべきでないと思っていますし、はっきり決まったことについて、きちんとお伝えをして、そしてできる限りしっかりそれを読んでいただいて、接種等々に対応していただければ大変ありがたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 3番目のところに移りたいと思いますけども、特に福祉的なものでは、新たに考えていないということだったかと思っておりますけども、現状の話はされているんだろうというふうに思いますが、この2年続く中で、非常に心配なのは、コロナ禍が2年続く中で、当然、基本的に仕事をされている方は承知されているかなというふうに思いますが、フレイルというか、高齢者の外に出る機会が非常に、今はだんだん改善されてきてるかなというふうに思いますが、ひきこもりということではないのかもしれませんが、なかなか外に出られなかったことによる健康状態があまり以前とは変わってきたとか、例えばデイサービスなんかに行けなくなって、全く外に出る機会がなくなっちゃって、もう家族とだけしか

顔をあわせなくなってしまうって、だんだん体が衰えてきたというような話も聞いています。そのようなところは徐々に改善がされてきて、もとの状態にはまだまだ難しいかと思えますけれども、そういう問題、ひきこもっている人も津別町にはかなりの人数がいらっしゃるかと思えます。高齢者だけに限らずいるかと思えますが、そういうところに対する対応というか、どんなことがされて、今後どういうふうに進めていきたいと思っておられるのか、1点だけお聞きしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいまのご質問ですけれども、今、ご指摘いただいた、コロナ禍で高齢者の方を含めてなかなか外に出ない、運動機会が減った、こういったものは前から言われていたところでもあります。担当としましても、そういったところ非常に、昨年度は特にガチガチに緊急事態宣言で動けない時期がありましたので、そこを非常に憂っていたところでもありますけれども、だんだんコロナ禍にも皆さん慣れてきたところもありまして、そんな中でも生活が少しずつ動いてきたとか、今のコロナ禍がまだ残っている状況でも、こういった質問というか相談というものが途切れることなく入ってきております。

ですから、今、止めていて改めて再開するというのではなくて、今も現在進行形でこういったものが動いているんだというふうにまず認識をしていただければなというふうに思います。

新たなひきこもり者への施策というところですけども、今すぐパッととは出てこないところでもありますけれども、限られたマンパワーの中で進めているところもありますので、何ができて何ができないというところはありますけれども、情報感度を高く、あと町内の中での情報の連携をしっかりと、そういった方を取り残すことがないように、そういった体制だけは常に整えていきたいなというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今のお話で理解できました。今、平均寿命というのも上がってきたからなのかどうか、以前には8050問題というふうになってきて、コロナ禍のいろんなのを読んでいくと、今度は9060問題という10歳ずつ上がるとい

うことで大変な社会になっていくんだなというふうに感じています。

ここに限ったことでなく、ひきこもりというのは、この期間何かを手当てをすればそれで終わりということではなくて、ずっと生涯にわたって続いていくものだろうというふうに思いますので、今、言われたようなことを常に念頭におきながら、対応していただきたいなというふうに切に思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ご指摘、ご指導いただいたことはしっかり受け止めて進めていきたいなというふうに思います。

コロナがあったから、なかったからに関わらず、その問題は前から課題になっていた部分かと思います。一朝一夕で変われることでもないですし、取り組むのに非常に時間がかかる、1個1個の問題が非常に重たい内容かと思いますので、じっくりと腰を据えながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 具体的には項目では出していなかったんですけども、今後、福祉政策ということでは、今、児童、18歳以下に10万円を支給する方法で何通りかの選択肢があって、昨日、最後に内閣府から各役場等にも通知があって、選択ができるというようなことで、これ書いた時点では町の見ると、12月14日に町のお知らせを見ると書いてあったかと思って、クリスマスに5万円を支給するんだなというふうに思っていたのですが、いろいろ状況が変わってきているかなと思います。

差し支えなければどういう方針でこれを進めようとしているのかお尋ねしたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 後の議案で出てきますので、項目にありませんのでそれは遠慮していただきたいと思っております。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] ということで大体話はわかったかと思っております。わかったというのは、正確なニュースが出ていたかと思っておりますので、昨日、夜になっ

て出ていたんですが、福祉はいろんな人に寄り添っていかなきゃいけないということですし、昨日もSDGsの話もありました。誰ひとり取り残さないというか、そういう大きな夢に向けて、これからも進んでいっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（鹿中順一君） 一般質問を終わります。

◎承認第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度津別町一般会計補正予算（第8号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、承認第10号についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、子育て世代への臨時特別給付金事業及び堆肥製造施設堆肥舎一部改修兼高圧通気システム導入工事の設計変更に係る補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため12月3日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ2,725万円を追加し、予算の総額を65億4,948万3,000円とするものです。

第2項につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書は歳出から説明いたしますので5ページから6ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、子育て世帯への臨時特別給付金事業は、国の経済対策の一つで子育て世帯の生活を支援するため18歳以下の子どもを対象とした給付金1人当たり5万円を先行給付するもので、関連経費2,502万8,000円の補正となります。

款6農林業費、項1農業費、目5畜産業費、畜産クラスター事業は、現在発注中の堆肥製造施設堆肥舎一部改修兼高圧通気システム導入工事について、必要な電力量を確保するための電気設備改修工事に関連する設計変更に伴い、222万2,000円の増額です。

なお、本工事に関連する補正内容などについて、後ほど産業振興課からご説明申し上げます。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページにお戻りください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、子育て世帯臨時特別給付金で2,502万8,000円の増額です。

款19繰越金は、歳出の畜産クラスター事業に伴い同額となります。補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第1表のとおり款項区分ごとに説明したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

以上、内容について説明いたしましたのでご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） それでは私のほうから、ただいまの専決処分に係る補正内容につきまして、堆肥製造施設堆肥舎一部改修兼高圧通気システム導入工事の設計変更につきましてご説明を申し上げたいと思います。

説明資料の1ページをご覧ください。

まず概要といたしましては、10月15日に議会の議決を得た同施設、同システムの導入工事につきまして、高圧通気システムの導入全般の電力不足があるということが判明したため、それらの改修工事の必要がでてきました。

経過につきましては2番に書いているとおりなんですけども、その中で工事の期間が若干ずれ込みまして、この3番の（1）に書いているとおり冬期間の養生等の追加が必要になったというふうなところでございます。これにつきましては、専決をさせていただきまして、この後、議案第70号におきまして契約の変更を提案させていただ

くというふうなものでございますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 堆肥製造施設のほうの高圧通気システム導入工事の財源のことなんですが、220万円前年度繰越金から出しているんですけども、これは工事の追加という形で国からの助成を後から申請するような形で財源はとれないものなんですか。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） この件につきましては、今、国の補助事業が、先ほど議案のほうで書かれていたとおりクラスター事業というふうな事業を活用する予定でございます。これにつきましては、もう事業費が固まっておりますので、今回の追加分に対しての国の助成というふうなものについては、現在、充当できないというふうな形になっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 65 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 65 号 津別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました議案第 65 号についてご説明申し上げます。

説明資料 2 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、令和 2 年度より会計年度任用職員制度に移行しておりますので、臨時並びに嘱託の職員をフルタイム会計年度任用職員に改めるものでございます。

議案にお戻り願います。

ただいまご説明した内容を条文化したものです。

附則の施行日については公布の日としております。

以上、議案第 65 号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 65 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 66 号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 66 号について内容の説明をさせていただきます。

説明資料によりご説明いたしますので、資料 3 ページをお開きください。

このたびの条例の改正理由につきましては、産科医療補償制度における補償対象の見直しに係る健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴う改正になります。

改正内容につきましては、産科医療補償制度の見直しを踏まえ、出産育児一時金を現行の 42 万円を維持するため新旧対照表に記載のとおり、第 7 条に定める出産一時金の支給額を 40 万 4,000 円から 40 万 8,000 円に改正し、加算額の上限を 1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円に改正するものであります。

それでは議案書にお戻りください。

ただいまご説明いたしました内容を条文化したものです。

なお、附則としまして施行期日は令和 4 年 1 月 1 日から施行することとし、経過措置として、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る条例第 7 条の規定による出産一時金の額については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、議案第 66 号についてご説明いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

原案にご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 7、議案第 67 号 津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐(齊藤尚幸君) ただいま上程となりました、議案第 67 号について説明させていただきます。

説明資料の 4 ページをご覧ください。

今回の改正理由は、これまで個別排水処理施設の使用料と簡易水道料金は別の納付書により請求させていただいておりましたが、これを同一の納付書により請求するため、及び月の中途での利用開始等の際の料金算定の基準日数を下水道使用料と同様の日数にするためです。

新旧対照表をご覧くださいまして、第 9 条第 2 項におきましては、改正前で、「集金又は納入通知書により毎月 25 日」とあるのを、「納入通知書に記載した日」に。同じく第 3 項の各号で「15 日」とあるものを「16 日」に改めます。

議案書にお戻りいただきまして、説明させていただきました内容の改正条文はこちらのとおりです。

附則によりまして、この条例は令和4年4月1日から施行とさせていただきます。

以上、議案第67号の内容につきまして説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、議案第68号 津別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第68号について説明させていただきます。

説明資料の5ページをご覧ください。

今回の改正理由は文言の修正及び家事用区分で5立方メートル以下の使用水量に対する軽減措置を設けること、工業用区分の超過料金を見直す料金改定による改正です。

新旧対照表をご覧くださいまして、第24条におきまして、改正前では「納額告知書」とありましたが、実態にあわせまして「納入通知書」に改めます。

第38条4号におきまして、冒頭に「前条第第」とありましたが、過去の改正の誤りですので、これを「前条第」に改めます。

6ページをご覧くださいまして、別表第1は料金表になります。家事用区分の基本料金のところではありますが、基本料金は10立方メートルで2,200円と変更ありませんが、料金算定に係る使用水量が5立方メートル以下の場合は1,760円の文言をつけ加えます。

7ページから8ページ上段の工業用についてであります。これまで使用水量に応じて4段階の基本料金と対応する超過料金の設定で構成させていただいておりましたが、基本使用水量を100立方メートルの2万951円に1本化し、超過料金を1,000立方メートルまでの188円から2万1,000立方メートルを超える分の34円までの7段階に改めます。

8ページの下のほうにあります原水供給用についてであります。工場等で通年使用するものの区分は、今後美都を水源とする工業用原水が高台配水池の更新事業に伴いまして給水できなくなりますので、これを削除します。

議案書にお戻りいただきまして、説明させていただきました内容の改正条文はこちらのとおりです。

附則によりまして、この条例は公布の日から施行とさせていただきますので、料金表の適用は令和4年4月1日からといたします。

また、この料金表は、令和4年4月1日以降の検針分からの適用といたしますので、実際には5月に納付いただく分から反映させていただきます。

加えて、令和6年3月31日以前の点検に係る工業用の料金につきましては、1万立方メートルを超え1万5,000立方メートルまでの分は39円とあるのが27円、1万5,000立方メートルを超え2万1,000立方メートルまでの分は36円とあるのが25円、2万1,000立方メートルを超える分については34円とあるのが23円に読みかえるものとい

たします。

以上、議案第 68 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 68 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 69 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 69 号 津別町小規模企業経営安定資金融資条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第 69 号 津別町小規模企業経営安定資金融資条例を廃止する条例の制定について説明させていただきます。

説明資料はありません。

条例廃止の理由につきましては、この条例は、昭和 59 年に施行され、主に信用保証

協会つき短期貸付金の借り換え時のつなぎ資金として、1企業200万円を限度に30日以内で貸し付けるもので、運用は商工会、貸付金の原資は年度ごとに町から商工会に貸し付けていたものです。

近年は、金融情勢及び信用保証協会の手続等の改正により、貸し付けの状況が変わり、つなぎ資金が必要となる状況がほぼなくなっており、利用のピークは昭和60年度122件ありましたが、ここ5年は3件210万円、令和2年、令和3年の利用はゼロ件となっています。

また、9月に津別町商工会より、本条例制度の廃止検討依頼書の提出がありましたので、金融機関とも協議した結果、本条例の役割は終了したものと判断いたしました。議案書には、ただいま説明いたしました内容に基づき廃止条文としていますが、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものとなっております。

以上、議案第69号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 54 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第 70 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 70 号 工事請負契約の変更契約の締結について、堆肥製造施設堆肥舎一部改修兼高圧通気システム導入工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第 70 号について説明させていただきます。

本件につきましては、令和 3 年 10 月 15 日に議決をいただきました、堆肥製造施設堆肥舎一部改修兼高圧通気システム導入工事請負契約の契約変更を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更となる工事の概要につきましては、先ほど承認第 10 号で産業振興課長より説明させていただきましたが、当初の工程では、高圧通気システムの設置工事を 11 月から 12 月、試運転を 1 月ごろに想定していましたが、電源の追加工事に伴い高圧通気システムの設置工場を 1 月から 2 月、試運転を 3 月に行程が変更となることに伴い、厳冬期の施工となり、養生費用が追加となるものです。

なお、工期は令和 4 年 3 月 15 日までで変更はありません。

- 1、工事の名称、堆肥製造施設堆肥舎一部改修兼高圧通気システム導入工事。
- 2、工事の場所、津別町字共和 550 番地。
- 3、契約の方法、一般競争入札。
- 4、変更請負金額、5,700 万 2,000 円。
- 5、今回変更による増額、222 万 2,000 円であります。
- 6、契約の相手先、網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役

清水靖則でございます。

以上、議案第 70 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 70 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 71 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 71 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第 71 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、内容の説明を申し上げます。

津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設につきましては、津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条により、公募によらない指定管理者の候補者選定として、今年度までの実績などにより、今後とも設置目的の達成及び事業効率が期待できることから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により指定管理者の

指定について議会の議決を求めるものであります。

実績につきましては、平成 22 年度からの 12 年間、株式会社アンビックスを本施設の指定管理者として今日に至っておりますが、期限が令和 4 年 3 月 31 日までとなっていることから、引き続き、株式会社アンビックスを指定管理者として指定しようとするものであります。

公募によらない指定管理者選定理由の合理的理由ですが、株式会社アンビックスは平成 22 年度の指定管理者募集時に、唯一応募いただいた事業者であり、今日までの 12 年間、誠実かつ健全に経営を維持しており、また北海道内の複数のホテルを運営し多くの公営施設の指定管理受託の実績などから、本施設の指定管理者として適していると判断したものです。

1、施設の名称等、津別町字上里 738 番地、津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設。

2、指定管理者の名称等、札幌市中央区南 1 条西 7 丁目 1 番地 2、株式会社アンビックス、代表取締役 前川二郎。

3、指定の期間、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとするものです。

なお、今後 3 年間の指定管理料については、年間 1,800 万円とするものでございます。

以上、議案第 71 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 71 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 72 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 72 号 令和 3 年度津別町一般会計補正予算（第 9 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第 72 号についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、先に開催の第 7 回総務文教常任委員会と第 7 回産業福祉常任委員会で協議させていただきました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係るもの、もう 1 点は、事業完了等による精査の補正となります。

補正予算の条文をご覧ください。第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 3,264 万 2,000 円を追加し、補正後の予算総額を 66 億 8,212 万 5,000 円とするものです。

第 2 項、第 2 条及び第 3 条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますが、事業完了等による精査や軽微な補正内容のほかに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、出張やイベント等の取りやめによる減額補正につきましても一部説明を割愛させていただきますのでご了承願います。

それでは 11 ページから 12 ページをお開きください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、総務管理経費は、昨年から導入のファイリングシステムに係る消耗品の増と、事業費精査により 75 万 6,000 円の減額です。

13ページから14ページをお開きください。目3 財政管理費、財政調整基金積立金は、地方財政法の規定により前年度繰越金の確定による積み立てと、利息の積み立てで8,700万4,000円の増額です。減債基金積立金と、その下の公共施設等整備基金積立金は、積み立て利息の増額です。目5 財産管理費は15ページから16ページをお開きください。下段の土地開発基金積立金は、共和の町有地売却による土地売り払い収入372万1,000円と利息の積み立てによる増額です。項2 地域振興費、目1 企画総務費のまちなか再生事業は、次ページにわたりますが市街地総合再生基本計画推進協議会の開催増が見込まれることから、関連経費28万円の増額です。その下の地域振興基金積立金は、余剰金の積み立てと利息の積み立てで5,551万1,000円の増額です。目2 企画開発費、森の健康館管理業務は、消防設備の修繕、コロナ対応臨時交付金事業を活用した手洗い混合栓の改修及び温泉送迎バス抗菌施工業務で、計117万2,000円の増額です。その下のネイチャーセンター管理業務は、コロナ対応臨時交付金事業によるエアコン整備で増額です。目3 企画振興費、地域振興施設管理業務は、事業費精査とコロナ対応臨時交付金事業の活用によるエアコン整備で179万2,000円の増額です。

19ページから20ページをお開きください。目4 公共交通対策費、公共交通対策経費は委託料でコロナ対応臨時交付金事業を活用したコミュニティバス抗菌施工業務、負担金で地方バス生活路線北見バスへの負担金の増額と、事業費精査などにより計96万2,000円の増額です。項4、目1 戸籍住民登録費、下段の戸籍住民登録経費は、マイナンバーカードの裏書き用プリンターの更新で92万4,000円の増額です。

21ページから22ページをお開きください。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、地域生活支援事業経費は、移動支援事業及び日中一時支援事業の利用者利用時間数の増加などにより258万8,000円の増額です。その下の社会保障事業基金積立金は積み立て利息の増額、国民健康保険事業特別会計繰出金は次ページにわたりますが、保険基盤安定繰入金等の精査により増額、介護保険事業特別会計繰出金は介護保険システム改修費の増により増額となります。重層的支援体制整備事業は、地域活動支援センター事業の利用者利用時間数の増加により51万円の増額です。下段の目5 老人福祉費、福祉バス管理経費はコロナ対応臨時交付金事業を活用した福祉バスの抗菌施工業務により増額です。25ページから26ページをお開きください。老人福祉扶

助費等は、灯油価格高騰による福祉灯油等購入費助成事業を実施するもので、1世帯当たり1万円の助成で682万円の増額です。介護サービス支援事業は、いちいの園の福祉車両購入に係るトンネル補助で152万4,000円の増額です。下段の目8後期高齢者医療費、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は事業精査により減額です。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は次ページをお開きください。子ども・子育て支援事業は児童手当制度改正に伴うシステム改修費用と、こども園の入園数が増える見込みであることから51万3,000円の増額です。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、津別町病院施設整備基金積立金は積み立て利息の増額です。目2予防費、下段の健康増進事業は次ページにわたりますが検診結果等の電子情報について、個人が確認できる仕組みや転居時の引き継ぎの仕組みを構築するためのシステム改修費用357万5,000円の増額です。目3環境衛生費、下水道事業特別会計繰出金は、事業費精査により減額、簡易水道事業特別会計繰出金は、起債分の繰出精査により44万4,000円の増額です。項2清掃費、目1塵芥処理費、下段のごみ焼却処理事業は、指定ごみ袋の追加発注を予算流用にて対応したための流用元補填164万6,000円と、燃えるごみの搬入見込み増による28万5,000円で、計193万2,000円の増額です。

31ページから32ページをお開きください。款6農林業費、項1農業費、目3農業振興費、農業新規参入者支援対策事業は、農業新規参入者誘致条例に基づく農地賃借料に対する補助で21万1,000円の増額。その他農業振興対策経費は、産業まつりの中止による減額、農業生産法人経営推進事業補助金等交付要綱に基づく補助金の増額となります。鳥獣被害防止総合対策事業は、鹿駆除156頭分の追加交付内示などにより122万7,000円の増額です。経営体育成支援事業は次ページになります。離農に伴う補助金の返還金で増額となります。35ページから36ページをお開きください。目5畜産業費、上段の畜産振興対策事業は、現在、発注している堆肥製造施設堆肥舎一部改修兼高圧通気システム導入工事に関連して施設全体の電力量が不足するため、電気設備の改修工事を行うもので、1,840万3,000円の増額です。項2林業費、目2林業振興費、中段下の木材工芸館・体験工房管理経費は、コロナ対応臨時交付金事業の活用による遊び場、広場の抗菌施工業務で増額です。

37 ページから 38 ページになります。中段の款 7、項 1 商工費、目 2 商工振興補助費等は、新型コロナウイルス対策雇用継続助成金給付事業の予算に不足が見込まれることから、41 万 6,000 円の増額、新型コロナウイルス対策感染予防支援金給付事業は事業完了による減額となります。

39 ページから 40 ページ款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路橋梁維持費、41 ページから 42 ページをお開きください。上段の道路ストック総点検事業は、延長 429 メートルの計画に対して、社交金の配分により 282 メートルの実施となり、1,004 万 9,000 円の減額です。項 4 住宅費、目 1 住宅管理費、町営住宅管理経費は、修繕料で達美団地の住宅内部改修と今後の一般修繕などを見込み増額のほか、事業費精査による増減で計 115 万 1,000 円の増額です。

43 ページから 44 ページをお開きください。款 9、項 1 消防費、目 1 消防総務費、事務組合負担金は、職員の人事異動などに伴う人件費の精査などにより 2,309 万 4,000 円の減額です。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、下段の目 2 事務局費は次ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症対応支援事業は、事業完了による減額、目 3 義務教育振興費、義務教育振興事業経費は小中学校の修学旅行が終了したことからキャンセル料負担分の減額となります。下段の目 5 スクールバス運行費、スクールバス経費はコロナ対応臨時交付金事業を活用したスクールバス抗菌施工業務で増額です。項 2 小学校費は 47 ページから 48 ページをお開きください。中段の目 2 教育振興費、教材・備品等購入経費は、事業費精査による 60 万 1,000 円の減額と、G I G A スクール構想により 1 人 1 台の端末を整備していますが、家庭での利用時に一定の制限をするためのフィルタリングソフトの購入 32 万 4,000 円の増額で 27 万 7,000 円の減額となります。項 3 中学校費は 49 ページから 50 ページをお開きください。中段の目 2 教育振興費、教材・備品等購入経費は小学校と同様でフィルタリングソフトの購入で増額となります。53 ページから 54 ページをお開きください。項 4 社会教育費、上段の目 3 会館管理費、公民館管理経費、町民会館管理経費、児童館管理経費は、いずれもコロナ対応交付金事業の活用によるエアコン整備などでそれぞれ増額となります。項 5 保健体育費は 59 ページから 60 ページをお開きください。目 4 学校給食費、学校給食食材経費は、暖房

ボイラーの修繕を予算流用にて対応したための流用元補填となります。給食センター運営経費の備品購入費は、コロナ対応臨時交付金事業の活用によるエアコン整備で増額です。

款 12 公債費、長期債償還利子は、令和 2 年度の借り入れ利息の確定と利率見直しによる増となります。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 9 地方特例交付金は、交付額の確定により減額です。

款 13 使用料及手数料、項 1 使用料は実績による精査です。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金は、実績見込みによる精査と歳出に紐づいた補正となります。

5 ページから 6 ページをお開きください。款 15 道支出金、項 2 道補助金、目 1 総務費道補助金の地域づくり総合交付金は、既に購入の I P 無線機等に対する補助で増額。目 2 民生費道補助金の地域づくり総合交付金は、福祉灯油等購入助成事業分 50 万円といちいの園福祉車両購入分 152 万 4,000 円の計 202 万 4,000 円の増額です。目 4 農林業費道補助金、鳥獣被害防止総合対策事業は補助金の追加交付による増額です。

款 16 財産収入、項 2 財産売払収入、目 3 不動産売払収入の土地売払収入は、共和の町有地の売り払いで増額です。目 4 物品売払収入は、町バス等の売却により増額です。

款 18 繰入金、項 1 基金繰入金、下段の福祉基金繰入金は、福祉灯油等購入助成事業の実施に伴う補正、ほかの基金繰入金は対象事業の精査により減額となります。

款 19 繰越金は次ページをお開きください。前年度繰越金の確定による増額となります。

款 20 諸収入の雑入は、歳出の農業振興費で説明しました離農に伴う補助金の返還金です。

款 21 町債は、各事業の精査による補正となります。

補正条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものであります。

第2条は債務負担行為補正で、2ページめくりまして第2表のとおり津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設の管理に関する基本協定書に基づく指定管理料を追加するもので、期間は令和4年度から令和6年度までで、限度額を5,400万円とするものです。

第3条は地方債補正で、第3表のとおり変更5件と次ページの廃止1件により限度額を補正するもので、限度額は7億3,320万円となるものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） この補正の予算案につきましてですが、新型コロナウイルスの対応で臨時交付金が出され、それを使った形でいろいろな事業が組み込まれております。そこでなんです、津別町の公共施設であります体験交流施設、みいとインつべつが大変厳しい状況にあるというふうに聞いております。総務文教常任委員会では話題にならなかったのですが、産業福祉常任委員会のほうで少しお話が出たということなので、今回、この予算案に組み入れられていないのですけれども、何か支援対策のようなことを話し合われたのであれば総務文教常任委員会側は聞いておりませんので、ちょっとお話をお聞きできればと思ひまして質問したいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） それでは私のほうからお答えいたします。

みいとインにつきましては、厳しいというふうなところで、今の経営者といいますか指定管理を受けていただいている方からお話は来ているところであります。今そういった中で、どのような状況にあるかということも、先日、指定管理者のほうに行きましてお話を聞いてきたところでございます。ただいまそういったところの情報を分析といいますか精査しながらどのような状況になるかというふうなものにつきまして、今後、協議を進めていくというふうなところになっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 昨年は同じように宿泊施設であります森つべつに対しまして大きな1,800万円、光熱費相当ということで助成をいたしました。同じようにみいとインのほうには使用料の減免という形で支援をしてきたと思います。コロナで当然、宿泊客が減るわけですから経営はどちらも大変だとは思いますが。経営規模を考えると、みいとインつべつのほうは、昨年は森つべつもどちらも国からの支援金200万円が当たっていると思います。この200万円の値というのは、いわゆる森つべつさんとみいとインでは助かる割合が違うとか度合いが違うということで、昨年についてはみいとインさんも決してよくはないと思いますけれども持ちこたえられたのかなと。本年を見ますと、本年におきましても使用料の減免は継続して行っていますが、やはり工事関係者が全てなくなってしまった、当然、引き続き合宿もなくなるということで非常に厳しい状況に追い込まれていますし、今年度は大きな200万円という支援金もなくなっております。こうした経営を考えたとき、やはり森つべつのほうは100人収用ということで規模が大きいです。みいとインさんのほうは、もう少し小規模なものですから規模が小さいと、やはり固定経費の割合というのが大きくなって、お客さんが来なくなって不振になると急激に響くというような部分が小さい経営規模のところでは多く見られがちだというのが経済界の通説になっております。

そうした中で、今どのような状況かということをもとめているということですが、みいとインつべつも平成25年に、本当に津別の町に宿泊施設がないということで、各産業界をはじめ各業界からの要請もあり、町長が大変苦勞していろんな補助金の残予算を集めて津別のために必要だということで建設した施設であります。平成26年から現在の経営者が運営してくれておりますけれども、大変苦勞しながら運営していると思いますが、もし今の経営者がコロナで、そしてお客さんが減ってきた中でもう経営ができないということで、もし指定管理を辞退された場合はなかなか次の管理者が見つかるとは私は思いません。そうした中で、今まで指定管理を続けてきてノウハウを持っている方にうまく経営を行っていただいて、いつか事業承継をしていただけるような形でいくのがベストだと思っております。そのためにも私は支援が必要だと考えておりますが、やはり前例がございますから、森つべつの時に光熱水道費を支援したということで、今どの程度支援が必要かということは、多分、担当課のほうで

調査しているところで結論が出ると思いますけれども、私は、やはり光熱水道費相当の、あそこですとちょっと私も聞いたことはないのですが、多分 200 万円から 300 万円の間ぐらいの金額の光熱水道費がかかっていると思いますが、そうした部分を支援していくべきじゃないかというふうに考えておりますので、意見として申し上げておきますので、よろしくご検討いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） 今の段階でいきますと、先ほど述べさせていただいたとおり、どのような状況にあるのかというふうなところにつきましては指定管理者を受けていただけている方と協議中でございますので、国の補助等とも、今後、多分雇用調整助成金等々も入っていくのかというふうにも感じられますし、そういったところも含めてどのようにしていくべきなのかというふうなところは、今後、協議をしていきたいというふうなところではあります。

今、指定管理者を受けている方とも面談をさせていただいてお話を聞く中で、今、佐藤議員がおっしゃったとおり、やっぱり町の中に宿泊施設がないと、当然町も大変というか、かなり困りますし、今やっただいただいている方も、これは自分もそう思いながら今経営をしているというふうな言葉もいただいておりますので、なので今後どのような形がいいのかというのは数字を精査しながら協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7 番、佐藤久哉君。

○7 番（佐藤久哉君） ちょっと言い忘れたので、一つ。実は、近々じゃないのですが、夏ごろなんですけども、ちょっと経営者の方と話すことがありまして、その時は森つべつさんの場合は、お金ばかりではなく、例えば入浴の無料券、そうしたのも使って、それから議会等も 1 回のところ 2 回とか、町でやはり経営を助けるようなアクションをしています。それに対してみいとインさんのほうでは、うちもやっぱり気持ちの問題だけど、何か応援してくれるようなアクションがあると嬉しいなというような話もしておりました。そういえば、やっぱりお金以外にも無料入浴券を使って入浴客を増やすということは、お客さんが来るための応援は町がしたんだなと。

やはり先ほどから申し上げておりますように、津別町にはなくてはならないということで宿泊施設を町の中に建てたのですから、やはりもちろんお金の支援は私、今も申し上げましたけども、何かやっぱりそういうところを使っただけのような、ほかの何て言うか食のイベント等で、これは町内の飲食店全部に対して支援をしていますけれども、それ以外にも、やはり使っただけのような仕掛けを一つ考える必要があるのではないかと思いますので、申し上げておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） 確かに上里のランプの宿につきましては、温泉等の入浴券につきましても町民の健康増進のためというふうな形で配布させていただきましたけども、それにつきましてはお客が行くというふうなところは理解いたします。町内宿泊業全体ではございますけども、町のほうといたしましてもつべつ割等々の政策を実施して、何とか立ち直っていただきたいというふうなところで今までやってきたつもりでございます。

なおかつ、ランプの宿等々も頑張っていたいただいて独自の施策等も打っていただいて頑張っていたというふうなところもあったりもしていますので、そういったところも含めまして指定管理者のほうと今後協議をしながら、なおかつどういうふうな形になるかというのも町のほうといたしましても関係部局と十分協議をして検討していきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからもちょっと補足させていただきたいと思います。

みいとインつべつもそうですけれども、ここは指定管理を受けていますのでそういう形になりますけど、例えばnanmo-nanmoも含めて、ほかにも宿泊施設がございます。そこは指定管理ではないからいいんだということになるかどうかというのも少し議論しなくちゃいけないのかなというふうに思っていますので、総体として考えさせていただければというふうに思います。

それと来年度は、議員にも別の機会にちょっとお話ししましたけれども、先月、東京に行った際にNTTコミュニケーションのラグビー部のほうにも訪問させていただいています。ぜひ合宿を再開していただきたいということでお話をしてきたところで

ありますけれども、ご承知のとおりトップリーグの試合形態が開幕がずれて、今までと違うスタートになってきています。これまでですと津別で合宿をしてトップリーグの開幕に向けて合宿をして、そこに向かっていくというパターンだったのですが、開幕が根本的に変わってしまいましたので、今は和歌山のほうで合宿をして、そしてトップリーグの開幕にあわせているという状況です。そういう形になって、この周辺でいけば北見市も網走市も、あるいは美幌町も受けていますけれども、これまでとは対応してきたものがちょっと変わってしまいましたので、影響がやはりホテルや旅館のほうにも出てきているのが現実です。

そこで何とかならないかどうかということで訪問させていただいたときに、開幕にあわせた合宿はできないけれども、体づくりの合宿というのですか、それを実は企画してNTT本社のほうも、この間、コロナでずっと行っていないけれども行かなくていいのかというそういう話も伺っていますという話も受けてきたところです。本当は今年来る予定だったんですけれども、1週間程度で計画をしていたようなんですけれども緊急事態宣言が入ってしまったので結局ボツになったということでもありますけれども、来年に向けてはぜひ1週間程度行きたいということで6月あたりに数人で、津別にもしばらく来ていないので様子を見ながら来たいという話もされておりました。その時は当然1チームで来ても練習試合等ができませんので、当然、網走市さんや北見市さんにも声をかけながら、そちらにも宿泊できるように、チーム同士でこれから意見交換をしていくという予定も組んでいるということでありましたので、そこも期待したいなというふうに思っているところですし、また、それ以外のラグビー以外の部分についても、できる限り合宿が増えるような形で実行委員会とも連携をしながら進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） 款3の民生費の関係の26ページに、先ほど福祉灯油等助成事業の682万円ありますけれども、この内訳を教えてくださいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） 福祉灯油の老人福祉扶助費の内訳でござい

ますけれども、高齢者が 533 世帯、障害者世帯が 119 世帯、ひとり親世帯が 30 世帯ということで、こちら高齢者のほうには、世帯分離をしているけれども同居している課税世帯の方がいるという方も入っての数字でございます。合計で 682 世帯という積算をしております。

○議長（鹿中順一君） 6 番、巴光政君。

○6 番（巴 光政君） 先ほどの生活保護世帯の関係はどういうふうになりますか。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） 生活保護世帯は大体 42 世帯ほどございますので、先ほどの高齢者世帯の 533 世帯を予定している中に世帯別の同居の該当とならない世帯も入っていると思われまので、こちらのほうで賄えるかと考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

4 番、村田政義君。

○4 番（村田政義君） 1 点だけ今後の対応の関係でちょっとお聞きしたいのですが、とりわけ補正予算についても新型コロナウイルス感染症対策に向けてが大きな項目ではないのかなというふうに私も理解しています。今日の中でも、この後 18 歳未満の子どもに対する助成金の問題の話があると思いますが、とりわけ私がやっぱり 1 番心配しているのは、46 ページの大学生等への支援の関係であります。大学生に対して町としても津別町の特産物を配ったり応援をしながら、本当にいただいた方については大きな評価を大変好評いただいているということも理解をしているところであります。

しかし本来であれば、国が大学生に対する助成金含めて対応しなきゃならないのですけれども、なかなかそのところがまだまだ十分生かされていないのが今の政治の実態ではないかというのは私も実は理解をしております。

そういった中で、とりわけ大学に通っている方、津別からも多くの方が大学とか専門学校に行っているわけですがけれども、やはりコロナ禍の中で学生たちは、やっぱり少しでも親の負担を軽減させるために、やっぱり一生懸命バイトをしながら、親の軽減を考えてバイトをしているというのが多くの方がそういう実態でないかというふうにも私も実は認識をしているわけです。

しかし残念ながらコロナの中で、こういったバイトがなかなか制約されて働く場所

がない、そういった大きな悩みを抱えているのも学生の大きな理由ではないかというふうにも感じております。

そこで、ぜひお願いしたいのは、今回は津別町としても特産物を送ったりしながら応援をしていますけれども、やはり大学生に対してでも町独自で大学生に対する何らかの支援、こういったものを考えていきながら、やはり子どもたちを守る、そういったところに少し力を注いでいただけないものかということで質問をさせていただきますので、これは予算委員会との絡みもございますからなかなか難しい面もございます。そういったことも含めて、もし今後の部分で何かあるとすれば、ちょっと一言お聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 大学生、専門学生でアルバイトがないというのはよくある話で、私たちもすごい気にしているところです。今回の対応としては、それこそ食べ物も含めて町のほうでできることをやらせていただきましたが、実際の支援の実態を聞いていると各大学とか大学のOB会であったりとか、そういうところからもいろんな補助とか支援とかをやっているようです。そういうのも含めまして町としてもいろんな所に行っているものですから、それを確実的なもので、これ以上出すというのは選択するところがなかなか難しいというところがありまして、今は津別のことをふるさととして感じるものをまずは送らせていただくということで、昨年と今年でやらせていただいております。今後またいろんな議員のおっしゃるように、何かいい提案がありましたら、またそういうものを考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 言われていることは十分わかりました。本当に私が心配するのは、やはり大学に入るということは非常に日常的な努力を含めて、やっぱり厳しい状況の中で難問をくぐってやっと大学生になっているのも事実であります。そういった状況の中で、やはりこのコロナの関係で、やっぱり全国的にも大学生が途中で休学をしなきゃならないという実態も結構報道でされておりますから、やはり津別町から大学に通っている人たちは、少なくともそういうことのないように津別町がしっかり

先ほどOBの方とかいろいろ言われましたけども、津別町としてもしっかり支援をしていくような形を今後の中で考えていただければと、このように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

答弁はいいりません、先ほどでわかりました。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行ひます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第73号 令和3年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました議案第73号についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、保険税、道支出金、保険給付費等の精査となっております。

それでは補正予算の条文をご覧ください。

第1条第1項において、歳入歳出予算からそれぞれ6,326万5,000円を減額し、補正後の予算総額を6億6,720万円とするものです。

第2項につきましては後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますので、7ページ、8ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は総務一般事務経費でマイナンバーカードが保険証として利用できるようになったことを受け、利用促進のためのチラシ作製を国庫補助事業により行う費用で、印刷製本費で5万5,000円の増額です。

款2、項1の保険給付費は、目1療養費で医療費が下がったことにより療養給付費について5,452万円、審査支払手数料で56万4,000円を減額するものです。目2高額療養費は、高額療養費が下がったことにより831万7,000円を減額するものです。

9ページ、10ページになります。目4出産育児諸費は出生数減少により210万円を減額するものです。

款3及び款6の各事業は、いずれも財源充当のみの補正となるものです。

款7基金積立金は、前年度繰越金を国保基金に積み立てるもので96万8,000円の増額です。

款9諸支出金、項1償還金及還付加算金は11ページ、12ページになります。目1一般被保険者保険税還付金は、過年度過誤納還付金78万7,000円の増額です。目9その他償還金は、令和2年度分の新型コロナ関連による国保税減免確定に伴い交付金の返還を行うもので42万6,000円の増額です。

続きまして歳入の説明をいたしますので3ページ、4ページにお戻りください。

款1、項1国民健康保険税は、保険税調定見込み額の精査により一般被保険者国民健康保険税は1,000万5,000円を減額するものです。

款2道支出金は交付金見込み額の精査により目1保険給付費等交付金で6,405万円を減額するものです。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、各費目の精査により19万3,000円の増額です。項2基金繰入金、目1国保基金繰入金については、保険税の精査による減額や過年度交付金還付金等の精査により957万5,000円を増額するものです。

5 ページ、6 ページになります。款 5 繰越金は、前年度繰越金 96 万 7,000 円の増額になります。

款 7 国庫支出金は国庫補助金でマイナンバーカードの保険証利用促進や発行促進用チラシ作成に係る補助金で 5 万 5,000 円の増額です。

それでは補正条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項につきましては、ただいまご説明いたしました補正の内容を第 1 表により款、項ごとに整理したものであります。

以上、議案第 73 号についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 73 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 74 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 74 号 令和 3 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第74号についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の額の精査を主な理由とする予算の補正となります。

補正予算の条文をご覧ください。第1条第1項において、歳入歳出予算からそれぞれ374万8,000円を減額し、補正後の予算総額を9,345万2,000円とするものになります。

第2項につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので5ページ、6ページをお開きください。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金は負担金の精査により374万8,000円を減額するものです。事務費負担分を34万6,000円、保険料等負担金を340万2,000円、いずれも減額するものになります。

続きまして、歳入の説明をいたしますので3ページ、4ページにお戻りください。款1、項1後期高齢者医療保険料につきまして、保険料調定見込み額を精査しまして目1特別徴収保険料は641万3,000円を増額、目2普通徴収保険料は953万2,000円を減額するものです。これらの主な要因につきましては、全体の精査もありますけれども普通徴収の方々を年金からの特別徴収へ切り替えたということを促進したためというのも要因となっております。

款2繰入金、項1一般会計繰入金は、負担金額の精査によりまして63万9,000円を減額するものになります。

款3、項1、目1繰越金は、前年度繰越金で1万円の増加になります。

それでは補正条文に戻っていただきまして、第1条第2項につきましては、ただいまご説明いたしました補正の内容を第1表により款項ごとに整理したものになります。

以上、ご説明を申し上げましたので、議案第74号につきましてご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎議案第75号

○議長(鹿中順一君) 日程第15、議案第75号 令和3年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(仁部真由美さん) ただいま上程となりました、議案第75号についてご説明をいたします。補正の理由につきましては、歳出では介護保険システムの改修、基金積立金の増額の補正であり、歳入では、これらに伴う国庫補助金などの増額の補正をするものでございます。

補正の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ155万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,930万円とするものでございます。

第2項は後ほどご説明させていただきます。

歳出から説明をいたします。5ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、総務一般事務費の負担金は、介護報酬改定によるシステム改修費用の補正で66万8,000円の増額です。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は、介護給付費準備基金の補正で88万9,000円の増額です。

続いて歳入になります。3ページにお戻りください。款2国庫支出金、項2国庫補助金、目6介護保険事業補助金と款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金は、介護システム改修に係る補正で、それぞれ33万3,000円と33万5,000円の増額です。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金の確定で88万9,000円の増額でございます。

補正条文に戻っていただきまして、第1条第2項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次のページの第1表で款項ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 76 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 76 号 令和 3 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 76 号について説明させていただきます。

主な補正の内容は起債償還額の精査、前年度繰越金及び消費税の確定申告による還付金額の確定によるものです。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 2 万 9,000 円を追加し予算総額をそれぞれ 6 億 6,064 万 3,000 円とするものです。

補正内容につきましては歳出から説明させていただきます。5 ページ、6 ページをお開きください。款 2 特環下水道費、項 1 施設管理費、目 2 処理場管理費については、財源の変更のみです。

款 4 公債費、項 1 公債費、目 1 元金は精査により 3,000 円の増、同じく目 2 利子も精査により 2 万 6,000 円の増です。

3 ページ、4 ページにお戻りください。歳入につきましては、先の議会でお認めいただきましたとおり、前年度繰越金として 451 万 3,000 円を増額したほか、款 2 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入において前事業年度分の消費税の確定申告を行った結果、還付が発生したので、消費税還付金で 567 万 3,000 円、加算金で 8,000 円の増額とし、一般会計からの繰入金を 1,016 万 5,000 円減額するものであります。

最初の条文にお戻りいただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、説明させていただきましたものを、それぞれ款項の区分に整理したものであります。

以上、議案第 76 号の内容について説明させていただきましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 76 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 77 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 77 号 令和 3 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 77 号について説明させていただきます。

補正の理由といたしましては、起債の利子償還額の精査による補正です。

第 2 条につきましては収益的収入及び支出において、水道事業収益を営業外収益で 44 万 4,000 円追加し、1 億 8,144 万 4,000 円とし、水道事業費用を営業外費用で 53 万 4,000 円追加し、1 億 8,402 万 9,000 円とするものであります。

2 ページをお開きください。支出から説明させていただきます。収益的収入及び支出の支出の部につきましては、水道事業費用、営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費において、企業債利息の精査により 53 万 4,000 円を追加するものであります。

収入の部につきましては、一般会計からの繰り入れの対象としている企業債利息の増加合計 44 万 4,000 円の追加です。

3 ページはキャッシュ・フロー計算書になります。今回の補正で当年度純損失が9万円増えました。これによりまして1の業務活動によるキャッシュ・フローが9万円減少し、最下段の資金期末残高につきましても9万円の減少となり、4億2,839万5,000円となります。

4 ページから6 ページは貸借対照表です。今回の補正により4 ページの下から6 行目の現金預金は、4億2,839万5,000円となりました。また先の議会で剰余金の処分案をお認めいただきましたので、6 ページの上のほうにあります減債積立金は1,000万円の追加をさせていただき3,600万円とさせていただくとともに、中ほどの繰越利益剰余金年度末残高は1,000万円減額の4億4,889万4,000円とさせていただいております。

条文にお戻りいただきまして、第3条につきましては他会計からの繰入金及び補助金を企業債利子に充てるものとして44万4,000円追加するものであります。

以上、議案第77号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第77号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 78 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 78 号 令和 3 年度津別町一般会計補正予算（第 10 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第 78 号についてご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、12 月 10 日に開催の第 4 回全員協議会で協議させていただいた内容をもとに補正予算をお願いするものです。

補正予算の条文をご覧ください。第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 8,067 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を 67 億 6,279 万 9,000 円とするものです。

第 2 項及び第 2 条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので 5 ページから 6 ページをお開きください。款 2 総務費、項 2 地域振興費、目 1 企画総務費、まちなか再生事業は、大通・幸町地区「コミュニティ施設」整備事業に係る地質調査業務をはじめ六つの業務委託費 8,234 万 5,000 円の増額と、その下の使用料及賃借料以降の各節につきましては、議会議事堂の取り壊しが新年度以降の実施となることによる減額で、事業合計では 8,067 万 4,000 円の増額となります。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページにお戻りください。款 18 繰入金、項 1 基金繰入金は、財政調整基金繰入金で 222 万 1,000 円の減額、公共施設等整備基金繰入金で 4,809 万 5,000 円の増額。

款 21 町債は、総務債で 3,480 万円の増額です。

補正条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものであります。

第 2 条は地方債補正で、1 ページめくりまして第 2 表のとおり補正後の限度額は 7 億 6,800 万円となるものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） ちょっと確認したいのですが、支出の6ページ目で大通棟基本・実施設計業務があるのですが、この部分、全員協議会の中でも、あと、まちなか再生推進協議会の中でも出ていたのですが、その設計業務がなければ、どのような設計になるか、それに対してどう進んでいかも出ないので、その部分は必要だというようなことで推進協議会でも出ていたかと思われ。ただ、その中におきまして、例えば設計、一応ドラッグストアの部分は、今回は省くということで、今回の設計の中で推進協議会が図書館は平屋のほうがいいのかそういうふうになった場合の変更はあり得るのか、その辺をちょっと確認したかったと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） 図書館が何らかの計画変更で平屋とかになった場合ですが、そのような声が協議会全体でそういう気分になった場合は検討しなくては行けません、どうしても敷地が限られる部分ですので、これは協議会でも伝えているのですが、その場合、駐車場は確保しなくちゃいけないということもありますので、何らかの図書館自体も2階、3階建てになるようなことも十分あるのかなと考えています。

予算に関しては、そのことによって予算が上下するということはまだ確認はできておりませんが、基本的にはこの値段、価格でいけるのかなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） ということは、設計の段階で、もう例えばドラッグストアの土地のスペースはそのまま開けておくという形になるのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） その辺に関しましては全員協議会でも説明いたしましたとおり、基本的にはドラッグストアの誘致については今後も続けていくとい

うふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 今回、全員協議会の経過を経て、委託料についてドラッグストアを抜いた形で上がってきたわけですけれども、この基本設計がここで認められた場合、すぐにもう執行されることになると思うのですけれども、全員協議会の時にもちょっと懸念していたのですけれども、基本設計をつくっていく中で、やはり町民の意見を取り入れると、推進協議会の方とどのぐらいの議論ができるのかというところが非常に不安であります。

また、それをどういった形で町民に提示していくのか、スケジュールを今の段階で組み立てていないとは思いますが、考えがあればお聞きしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 加藤住企画課長補佐。

○住企画課長補佐（加藤端陽君） 委託先になるアルファコートとも話してはいたのですが、スケジュール的には、やはり4月ぐらいまでに設計はきちっとあげないと難しいという部分で聞いておりますが、施工までにはまだ時間があるということになります。確認申請も出すのですが、もし内容が変更になるような場合があれば、確認も変更申請というのが可能ですので、そういう部分で対応はできることはできますよというお返事をいただいております。

また、ちょっと町民に示すスケジュールは具体的にはまだ決まっておきませんが、協議会も公開で行っていきますし、また一定の基本設計の形が見えた段階では説明会というような形を開催したいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 今、確認申請も変更できるということなので、協議会や町民の皆さんの意向をしっかりとつかまえて、よりよい設計ができるように頑張りたいと思います。

また、今回上程されなかった部分に対しましても、町は事業を推進していくという考えだと思います。それにつきましては、私も全員協議会で申し上げておりますけれども、やはりこうした住民が深く関わるというか、足しげく使う施設については住民

の皆さんの理解や、疑義や不安のないような状態で事業を進めることが望ましいということで、今後また説明会や、それからいろいろな広報等によって理解を得るか信任を得るような努力をされていかれると思うんですけれども、そうした途中経過をぜひ議会のほうにも、こういう形になっていますということで、私どももやはり、そうした裏づけが欲しいというか、そうした数字ばかりではなく、住民の方たちの意向を知っていくような仕掛けが欲しいものですから、そうしたことも念頭に置かれて事業の推進をお願いしたいなというふうに考えておりますので、私もそこは注意深く見守ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） 私どもも、まさしく議員がおっしゃったとおりがり押しをして進めるということは考えておりません。時間的な余裕ができたというところもございますので、それを有意義に使って説明会等を1月以降も開催していく予定であります。そういうような形で数を重ねながら理解を得る作業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

反対討論、山内彬議員どうぞ。

○9番（山内 彬君） 〔登壇〕 今回の補正で反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

過日、12月1日の臨時会で否決された予算と同じ予算で今回示されております。ただ、ドラッグストアを1年遅らせるだけの違いになっていると思われれます。否決となった町長の受け止めは、12月7日開催の推進協議会で対案も条件もないままの否決であったと、町は改めて提案する考えだとしております。

否決となって間もない12月10日、全員協議会でドラッグストアの基本実施設計を

減額し補正予算の協議を受けたところであります。

また、否決された翌日の12月2日、札幌に副町長以下が出向いてアルファコートとドラッグストア側と協議し承諾を得たと説明、公共施設整備事業であるこの総体について大きな疑問があるところです。

町長は、町民や経済団体等を大事にするとともに守っていただきたいというふうに思います。

ドラッグストアが焦点となってからという理由で今回の補正から外されており、内閣府の拠点整備交付金の申請を来年1月に行い、採択の有無が来年3月の末になるというふうに聞いております。その町長の答弁の中でも採択されるかどうかはわからないというお答えをいただいております。要するに採択されない場合には、町単独で全事業をやらざるを得ないということになるのではないかと。また、内閣府から11月15日、担当が協議して内閣担当から指示があり、現計画の大幅な組み立て直しが必須となっている点を考えても、推進協議会、図書館建設検討委員会、町民への説明など、合意を得るまで相当な期間を要すると思われま。

若い人たちは図書館について何らこれまで議論がない、これから50年、60年利用する図書館を単なる読書施設ではなくコミュニティ施設として行きたくなる体験の場を提供する施設を中心にまちなか再生事業を考えるべきではないかという声も多くあります。

このことから、今回の補正予算は年明けの1月から実施設計を進める工程になっておりますが、この3カ月、4カ月で果たしてこれを合意できるものになるのか非常に難しいものがあるのではないかとということで理解ができないところであります。

今回の補正予算は、検討協議を進めるため概略設計のみの予算とすべきであり、拠点整備交付金の内示を受けて事業実施条件が整ってから進めるべきであると思っております。

最後に、このまま予算を認め事業を進めることは、拠点整備交付金が不採択になり事業全体が単独になっても後戻りができない事業となります。これまで町民に説明してきたことが根底から崩れ、制約を受けられてつくられた図書館と商業施設が負の財産が残る事態を懸念するものであります。

以上、反対意見を述べまして皆さまのご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 次に、賛成の討論を許します。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] 私は賛成とか反対討論というのはどうなのかなどというふうに疑問を持っている一人であります。というのは、先の特別委員会の経緯もあります。それを受けて、私たちは全員協議会の中でも一定程度の提案を受けて、そして今日の議会の中での内容であります。

私は議会のこの場で具体的な内容について何名かから先ほど質問がされました。そういった形で私は賛成、反対討論が必要なのかと言えば、私は決してこの関係については必要ではないと感じていますので、議長のご判断をよろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 次に、反対の討論を許します。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] ドラッグストアを建てることについて、町民の多くは12月1日の臨時議会にも出ていましたけれども、一応反対だ、町民の理解を得ていない状態ではまずいというようなことで反対が多かったかと思われます。

そういう状況の中で、まだ町民の理解が得られているかいらないか、それもわかりません。それで先ほど私は、今後、一応ドラッグストアの設計業務は除くんだということで確認を申し上げました。ということで、今、必要としているスーパーの建設とか、バス、あとタクシーの関係のスペース、あと図書館のスペースもありますけども、その中で、例えば店は今存在している商店は営業していますけども、それに対して国、町の補助金を投入して立ち上げるということになれば、既存の店舗が苦しめられることとなります。

また、それを進めたとしても数年で撤退もあり得る、現に阿寒湖畔は4年で撤退したというような形もあります。建物が建って数年で撤退したら家賃が入らなくなりますし、空き店舗にもなります。そうすると家賃収入も入らないということで町の負担にもつながります。どちらにしても町にとってよいことにはならないというふうに私は考えております。

その点から、今ドラッグストアをつくることを断念するという形をとらざるを得ないと思いますので、反対の立場で討論させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 次に、賛成討論を許します。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] 上程された案に対しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

町は平成30年7月にまちなか再生基本計画をつくり、その中で第1弾として複合庁舎をつくり、第2弾として複合商業施設をつくる計画を進めてまいりました。

この計画全体を進めてきた中で、複合商業施設については、今いろいろな事業の計画の変更によりなかなか町民の理解が得られないということで、ずっと議論してきた経過がございます。

先般の12月1日の臨時議会において、私は反対の立場で討論させていただきました。その時の私の反対理由が、なかなか住民合意が得られていない部分があるので、やはり住民の合意を得て進めるべきだというふうに反対理由を申し上げました。今回、改定案では、8月末に意向調査を行い、その中で賛成が多かった部分、町民が理解していた部分を抜き出して、その予算執行を求めるものであります。なかなか期待する、期待しないが拮抗している部分のドラッグストアについて、もう少し住民の理解を得てから事業を進めていこうという私は町の考え方に賛同させていただきたいと思いません。

今、複合商業施設計画は、もう長きの議論にわたり、今まで進行はかなり遅れております。その中でJAのビルの解体等にも影響が出て、また今後スーパーのほうの移転先も当然確保しなければならず、そうそう時間をかけていくわけにはまいりません。もちろんきちんとした計画をつくり、きちんとした理解を得ていくことが事業として1番大事でありますけれども、今、進められる部分を進めていこうという考え方には十分理解ができると考えております。

先ほど反対意見の中には、図書館については単なる貸し出し機能のものではなく、若い人の意見を聞くべきだというお話がありました。しかし、図書館検討委員会をつくって、じっくりと図書館のあるべき姿に対しては議論され、それは議会にも報告を受けております。住民がそこに集まって憩いをとったり、それから新たな活動の場として、そうした付加機能というか、そうしたものをつけた図書館にするという形で図

書館の理想像をつくり出し提案いただいております。もちろん設計ができた後にもディスカッションが必要だと思っておりますが、私はそうした部分の住民との話し合いはできているというふうに考えております。

ドラッグストアについては、今回、上程されていませんが、ドラッグストアに関する意見の中でも阿寒の4年間での撤退ということが出ておりましたけれども、これに関しましては、実は一部分の切り取りでしかなく、実際にはツルハとサツドラ両方がインバウンド対策ということで、阿寒町の要請を受けてあそこに2店出店いたしました。ところがコロナのせいで去年の7月、一月の間に2店とも撤退と休止を決めました。現在はツルハが戻ってきていると思います。さすがにこのコロナの状況の中で、人口3,000人弱の阿寒湖畔で2店が同時に営業することは無理だと思いますが、逆に言うと人口3,000弱の所で1店のドラッグストアが営業できるということを今まさに実証しているところだというふうに考えます。これは津別町が将来10年後に人口3,000人ぐらいの形になっても、まだまだドラッグストアを運営できるという、いい事例になるのではないかなというふうに考えています。もちろんこの事業に対して、これからドラッグストアの部分は住民の方の理解を得て、住民の方の多くが理解を示せば私としても認めていこうと思っておりますが、今回の町の決断を尊重し賛成の立場での討論といたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、反対討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 次に、賛成討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論を終結します。

議案第78号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程 19、意見書案第 11 号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2 番、渡邊直樹君。

○2 番（渡邊直樹君） [登壇] ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、意見書案第 11 号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書について、前文を読み上げますのでどうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスにおいては、昨年から感染拡大が収まらず、いまだに世界全体に経済の低迷を招いており、国内では 8 月 27 日から 21 都道府県に「緊急事態宣言」が拡大され、「まん延防止等重点措置」も 12 県となるなど危機的な状況にある。

この影響で、観光・インバウンド需要などの落ち込みや人流の抑制によって中食・外食産業の低迷が依然として続いており、農業においても米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの農畜産物価格の低下と需要の減少を招いており、価格回復と需要喚起対策の強化が不可欠となっている。

こうしたもと、本道においては 7 月から 8 月上旬にかけて記録的な高温・少雨の気候が続いたことから、全道にわたって農作物全般に被害が及んでおり、特に、馬鈴しょでは小玉傾向、てん菜では根部が肥大せず、玉ねぎでは変形などによる大幅な収量減少が見込まれている。また、野菜においては、収穫時期を迎え高温障害等で廃耕する圃場もあるほか、定植直後の苗において灌水作業が追い付かず枯れてしまうなど大きな影響が出ている。さらに、酪農・畜産においても高温・干ばつにより、飼料作物が育成停滞から枯れ始め、地域によっては収量が半分以下に落ち込むことも予想され、今後の生乳生産への影響が危惧される。

よって、次年度に向けて営農継続が図られますよう、下記の要望を地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣です。

皆さまのご賛同、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、意見書案第 12 号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） [登壇] ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、意見書案第 12 号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案について、前文を読み上げ提案の説明をさせていただきます。

北海道内では、定期的には実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し長期的には、昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価不安が、さらに水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年 9 月以降、赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被

るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって、国においては、下記の6点の措置を早急に講ずるよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するもので、提出先については、衆参の両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、ほか関係大臣に提出をいたしたいと思っておりますので、皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第13号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、意見書案第13号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） 〔登壇〕 ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、意見書案第13号を述べさせていただきます。

加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書についてであります。

前文を読み上げますので、ご賛同をよろしくお願いいたします。

超高齢化社会を迎えている現在の我が国では、加齢性難聴者が年々増加している現状にあるが、補聴器の普及率は、欧米諸国に比べ低い水準となっている。その背景として、補聴器の価格が片耳3万円から20万円と高く、保険適用もなく諸外国に比べて国からの補助体制が極めて不十分であること。二つ目に、難聴治療に対しての啓蒙が適切に行われていなかったことなどが指摘されている。

欧米では確立されている公的補助制度が、日本ではいまだに確立されていない。

高齢者の多くは、年金生活者であり、高額な補聴器を購入することは家計に与える影響が大きく所有が簡単ではない。一方で、耳が聞こえにくい・聞こえないことが高齢者の社会参加や再雇用のなどの大きな障害となっており、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながる。

以上の状況をかんがみ、国は、高齢者が経済的理由によって補装具の購入困難を強いられ、日常生活や社会的活動に制約が加わることがないように、補聴器購入に公的助成を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 13 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、報告第 11 号 令和 3 年度定例監査の報告についてを議題とします。

監査委員から令和 3 年度定例監査の報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、報告第 12 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から令和 3 年度 8 月分、9 月分、10 月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 7 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これで令和 3 年第 10 回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3 時 7 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員